

# 全日本アンサンブルコンテスト岩手県大会 実 施 規 定

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条** この大会は「全日本アンサンブルコンテスト岩手県大会」という。
- 第 2 条** 全日本アンサンブルコンテスト岩手県大会（以下、県大会）は、各支部から推薦されたグループが参加して毎年実施する。
- 第 3 条** 岩手県吹奏楽連盟評議員会（以下、評議員会）は毎年11月末日までに、その年度の県大会について実施場所・日時などの必要事項を決定する。
- 第 4 条** 選出母体となる支部は次のとおりとする。
- |          |        |
|----------|--------|
| ① 久慈支部   | ② 県北支部 |
| ③ 盛岡支部   | ④ 花巻支部 |
| ⑤ 北上支部   | ⑥ 奥州支部 |
| ⑦ 一関支部   | ⑧ 宮古支部 |
| ⑨ 釜石気仙支部 |        |

## 第 2 章 実施部門および人員

- 第 5 条** 実施部門は次のとおりとし、参加グループは所属する部門に参加するものとする。
- |           |         |
|-----------|---------|
| ① 小学校の部   | ② 中学校の部 |
| ③ 高等学校の部  | ④ 大学の部  |
| ⑤ 職場・一般の部 |         |
- 第 6 条** 各アンサンブルの編成は3名以上8名までとする。

## 第 3 章 資 格

- 第 7 条** 各部門の参加資格は、岩手県吹奏楽連盟（以下、県吹連）に登録された団体に属するグループで次のとおりとする。
- ① 小学校の部  
構成メンバーは同一小学校に在籍している児童とする。
  - ② 中学校の部  
構成メンバーは同一中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学校児童の参加は認める。）
  - ③ 高等学校の部  
構成メンバーは同一高等学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。）
  - ④ 大学の部  
構成メンバーは同一の大学に在籍している学生とする。
  - ⑤ 職場・一般の部  
（職場）  
同一経営の会社、工場、事務所、官公庁（それぞれグループ企業・団体も含む）などで経営者または組合などの認可を得て設立されている団体であって、構成メンバーはその勤務先に勤務しているものとする。  
（一般）  
グループ構成メンバーは次の第8条に該当

しない限り自由とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

- 第 8 条** 同一奏者が二つ以上のグループに出場することは認めない。

- 第 9 条** 参加グループの資格に疑義あるときは出場を停止または入賞を取り消すことができる。

## 第 4 章 演 奏

- 第 10 条** 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。ただし、コントラバスのみによる編成は認めない。
- 2 同一パートを2名以上の奏者で演奏することは認めない。
  - 3 独立した指揮者は認めない。
- 第 11 条** 参加グループは自由曲1曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も1曲とみなす。演奏曲は支部予選で演奏したものとする。
- 2 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けねばならない。この許諾を受けないでコンテストに出場することは認めない。

- 第 12 条** 演奏時間は5分以内とし、これを超過した場合は審査の対象としない。

- 第 13 条** 部門順序と出演順序はその年度の評議員会において決定する。

## 第 5 章 審査・表彰、県代表

- 第 14 条** 県大会の審査員は評議員会で選出し、会長がこれを委嘱する。審査員の数は原則として5名とする。
- 2 審査方法は評議員会の定める審査内規による。

- 第 15 条** 表彰は各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。また、全日本アンサンブルコンテスト東北大会に推薦されたグループに副賞としてトロフィーを贈る。

- 第 16 条** 金賞受賞グループの中より次の数のグループを全日本アンサンブルコンテスト東北大会に推薦する。
- |              |      |        |
|--------------|------|--------|
| ① 中学校、高等学校の部 | ---- | 各4グループ |
| ② 小学校の部      | ---- | 2グループ  |
| ③ 大学、職場・一般の部 | ---- | 各1グループ |

## 第 6 章 支部代表

- 第 17 条** 県大会に各支部より参加するグループ数（以下、支部代表数）の合計は、概ね次の通りとする。
- |           |       |        |
|-----------|-------|--------|
| ① 小学校の部   | ..... | 10グループ |
| ② 中学校の部   | ..... | 52グループ |
| ③ 高等学校の部  | ..... | 32グループ |
| ④ 大学の部    | ..... | 2グループ  |
| ⑤ 職場・一般の部 | ..... | 10グループ |
- 2 支部代表数は、部門毎に以下の通り定める。
 

① 中学校、高等学校の部
--------------

## 全日本アンサンブルコンテスト岩手県大会 審 査 内 規

各支部に支部代表数を1ずつ割り当て、支部代表数の残りの数を各支部の加盟団体数に応じて比例配分する。

### ②小学校、大学、職場・一般の部

当該年度の支部予選出場予定数と前年度の支部予選出場実数をもとに算出する。

- 3 各部門の支部代表数は、当該年度の評議員会で決定する。

**第18条** 各支部は近隣の支部と合同で地区予選を開催できる。

**第19条** 各支部は毎年推薦グループを決定し、県大会開催日の三週間以前に県吹連事務局および県大会主管支部事務局に推薦・報告する。

**第20条** 県大会出場に要する費用については参加グループが所属する団体の負担とする。

## 第7章 その他

**第21条** 県大会実施にあたって評議員会が必要と認めた場合は、共催または後援団体を持つことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

**第22条** 県大会実行委員会は県吹連役員と主管支部役員で構成する。

**第23条** その他開催上の細目については実行委員会が定める。

**第24条** この規定は評議員会の議により改定することができる。

## 第8章 付 則

本規定は、平成8年11月1日より施行する。

本規定は、平成10年4月21日より施行する。

本規定は、平成14年5月11日より施行する。

本規定は、平成16年2月14日より施行する。

本規定は、平成16年5月8日より施行する。

本規定は、平成19年5月12日より施行する。

本規定は、平成20年11月8日より施行する。

本規定は、平成21年4月18日より施行する。

本規定は、平成24年5月3日より施行する。

本規定は、平成26年4月29日より施行する。

本規定は、平成28年5月7日より施行する。

※ステージへの台や反射板の持ち込みは禁止です。

※東北大会および県大会において、あらかじめ出演順が定められている場合、その出演順は「完全抽選」で決定する。

**第1条** この内規は全日本アンサンブルコンテスト岩手県大会実施規定第14条に基づき審査及び判定について定めるものである。

**第2条** 審査員は自由曲を、技術・表現の2項目についてそれぞれ10点満点とし10段階で評価する。

**第3条** 審査結果の処理は、会長から委嘱された3名によって構成される判定委員会が行う。

**第4条** 判定委員会は審査員の評価を点数化し、一覧表を作成する。

2 一覧表から審査点を算出する。審査点は全審査員の点数の総和とする。

**第5条** 審査点に基づき、各部門ごとに金・銀・銅賞の三段階にグループ分けを行う。

**第6条** 代表の選出方法は次のとおりとする。  
① 審査点の高い団体から順に代表とする。  
② ①で決着がつかない場合は、審査員は代表候補となる団体にのみ順位をつけ、この順位点合計の小さい団体から順に代表とする。  
③ 以上で決着がつかない場合は、審査員の投票とする。

**第7条** 審査一覧表は、県大会当日の閉会式後に各団体に配布する。

付記 本内規は平成8年11月1日より施行する。  
本内規は平成14年4月1日より施行する。  
本内規は平成16年5月8日より施行する。  
本内規は平成22年2月27日より施行する。